三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2022年11月29日

シティグループ社債／ダブル・アクセス戦略ファンド2022−12

当ファンドは、特化型運用を行います。

単位型投信／海外／資産複合／特殊型（条件付運用型）



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2022年8月31日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	10兆2,244億円（2022年8月31日現在）

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	海外	資産複合	特殊型（条件付運用型）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
債券（社債）	年1回	グローバル（日本を除く）	なし	条件付運用型

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月11日に関東財務局長に提出しており、2022年11月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

シティグループが発行する円建て債券に投資し、満期償還時の元本確保とともに安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 シティグループが発行する円建て債券（以下「シティグループ社債」）に投資し、設定日から約５年後の満期償還時におけるファンドの償還価額について元本*確保を目指します。

*購入時手数料（税込み）は含みません。

- シティグループ社債はシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インクが発行し、シティグループ・インクによる保証が付されます。
- シティグループ社債の組入比率は原則として高位とし、満期まで保有することを前提として、原則銘柄入替えは行いません。

ご留意いただきたい事項

- 投資する債券の発行体・保証体等に債務不履行が発生した場合等には、元本確保ができない場合があります。
- 信託期間中にファンドを換金した場合の換金価額やファンドが繰上償還された場合等の償還価額は元本を下回る場合があります。
- 満期償還時における元本確保を目指しますが、元本の確保を保証するものではありません。

- ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
- ファンドは、シティグループ社債（シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク発行）に集中して投資を行うため、当該銘柄の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 シティグループ社債の利金（固定クーポン）と、参照指数*1の累積収益率により決定される収益（実績連動部分）の獲得を目指します。

*1 参照指数はスタティックマルチアセット・ウィズ・マネーマーケットトレンドＶＴ２指数（以下「ダブル・アクセス戦略指数」ということがあります。）です。

■固定クーポンは、毎期一定水準が支払われます。

■実績連動部分は、運用開始基準日(2022年12月30日)以降のダブル・アクセス戦略指数の累積収益率*2に基づき決定され、シティグループ社債の満期償還時に元金と共に支払われます。

*2 累積収益率がマイナスの場合は、実績連動部分はゼロとなります。

■ダブル・アクセス戦略指数は、設定日から約５年後の満期償還時を見据えて主に欧米の資産に配分を行う戦略と、短期金利市場のトレンドに着目した戦略を組み合わせた計量モデルに基づき算出されます。

3 シティグループ社債の利金から信託報酬等を差し引いた分配原資のなかから、年1回分配を行います。

■年1回（原則として毎年1月13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、1万口当たり25円程度（税引前）*の分配を行うことを目指します。
ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

*有価証券届出書提出日（2022年11月11日）現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金（以下「予想分配金」といいます。）であり、将来の運用の成果を保証するものではありません。分配原資となるシティグループ社債の利金（固定クーポン）は、当ファンド設定日にシティグループ社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

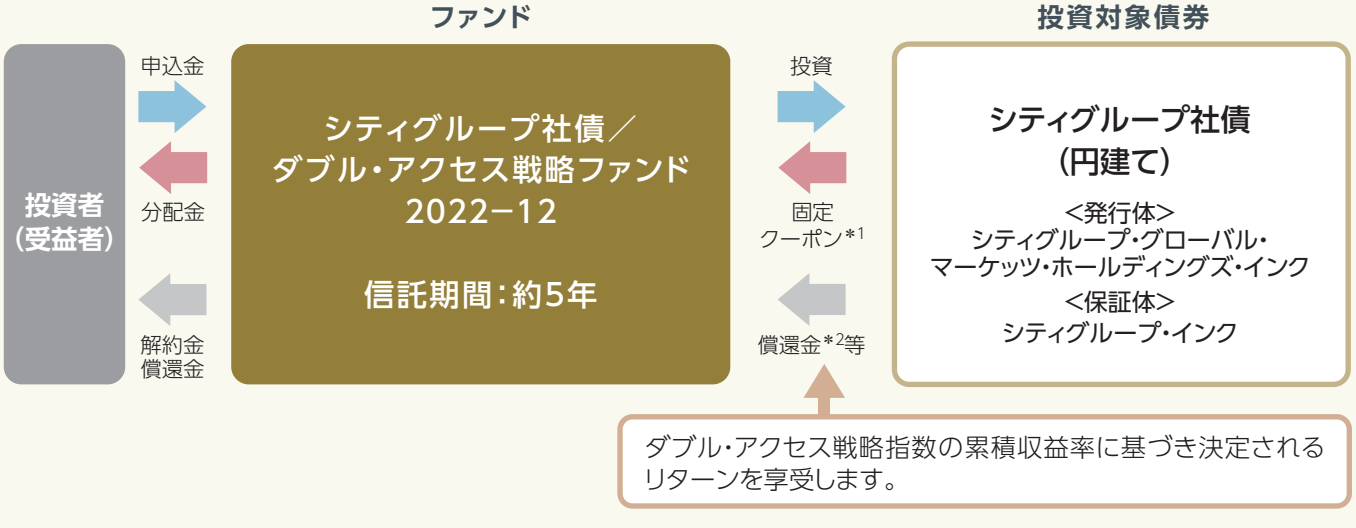

*1 信託報酬等を控除後、分配原資に充当（最終期は信託報酬等を控除後、償還金に充当）
*2 シティグループ社債の償還金には、ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率に基づき決定される実績連動部分が含まれます。

▶シティグループ社債の概要

発行形態	ユーロ円債（固定利付兼償還時指数連動ユーロ円債）
発行体	シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク
保証体*	シティグループ・インク
償還価格	額面に実績連動部分を加えた価格 実績連動部分は、ダブル・アクセス戦略指数の運用開始基準日以降の累積収益率にほぼ連動する水準（実績連動部分は最低ゼロ）
償還期間	約5年
利金支払日	固定クーポンは毎期
信用格付け	発行体：A2（ムーディーズ）、A（S&P） 保証体：A3（ムーディーズ）、BBB+（S&P）

*保証体は、社債に関わる債務の弁済を引き受け、保全を行います。

▶シティグループの概要

■シティは、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな銀行です。

■個人、法人、政府機関などのお客様に、個人向け銀行業務、クレジットカード、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、資産管理など、幅広い金融商品とサービスを提供しています。

■米国では200年以上、日本でも参入以来120年を迎える、長い歴史を持っています。

シティグループの免責条項

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークです。「シティグループ社債/ダブル・アクセス戦略ファンド2022-12」（以下「本商品」といいます。）は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、本商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行っていません。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む（ただし、これらに限られない。）一切の明示または黙示の保証を行っていません。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関連して、直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負いません。

※上記の内容は2022年11月11日現在のものであり、今後変更される場合があります。

シティグループ社債の利金およびファンドの分配金等について

▶シティグループ社債の利金等

■債券発行日から約5年後の満期償還時に額面金額で償還されることによって、ファンドの満期償還時における元本確保を目指します。

■利金（固定クーポン）と、ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率により決定される収益（実績連動部分）の獲得を目指します。

■固定クーポンは、毎期一定水準支払われ、実績連動部分は、シティグループ社債の満期償還時に元金と最終期の固定クーポンと共に支払われます。

■実績連動部分は、運用開始基準日（2022年12月30日）以降のダブル・アクセス戦略指数の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します。

実績連動部分＝ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率×連動率

※ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率は2027年12月22日（休日の変動により変更となる場合があります。）に決定される予定です。
※連動率は100%を予定していますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

※累積収益率がマイナスの場合は、実績連動部分はゼロになります。
※ダブル・アクセス戦略指数は、各資産の組入比率とそれぞれの収益率を合成し、戦略控除率（年率0.5%）および複製コスト、取引コスト*等を控除して算出されます。
*複製コスト、取引コストは、各資産の組入比率等により変化するため事前に表示することができません。

▶ファンドの分配金等

<年1回決算時>

シティグループ社債の固定クーポンから信託報酬等を差し引いたものを分配原資とします。分配原資のなかから、1万口あたり25円程度（税引前）*の分配を行うことを目指します。

*有価証券届出書提出日（2022年11月11日）現在の市場環境等を前提とした予想分配金であり、将来の運用の成果を保証するものではありません。分配原資となるシティグループ社債の利金（固定クーポン）は、当ファンド設定日にシティグループ社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。

<満期償還時>

満期償還時には、固定クーポンから信託報酬等を差し引いた収益とダブル・アクセス戦略指数の累積収益率に基づいた実績連動部分に基づく収益がファンドの償還金額の一部として支払われます。

［ シティグループ社債の固定クーポンおよびファンドの分配金等のイメージ ］

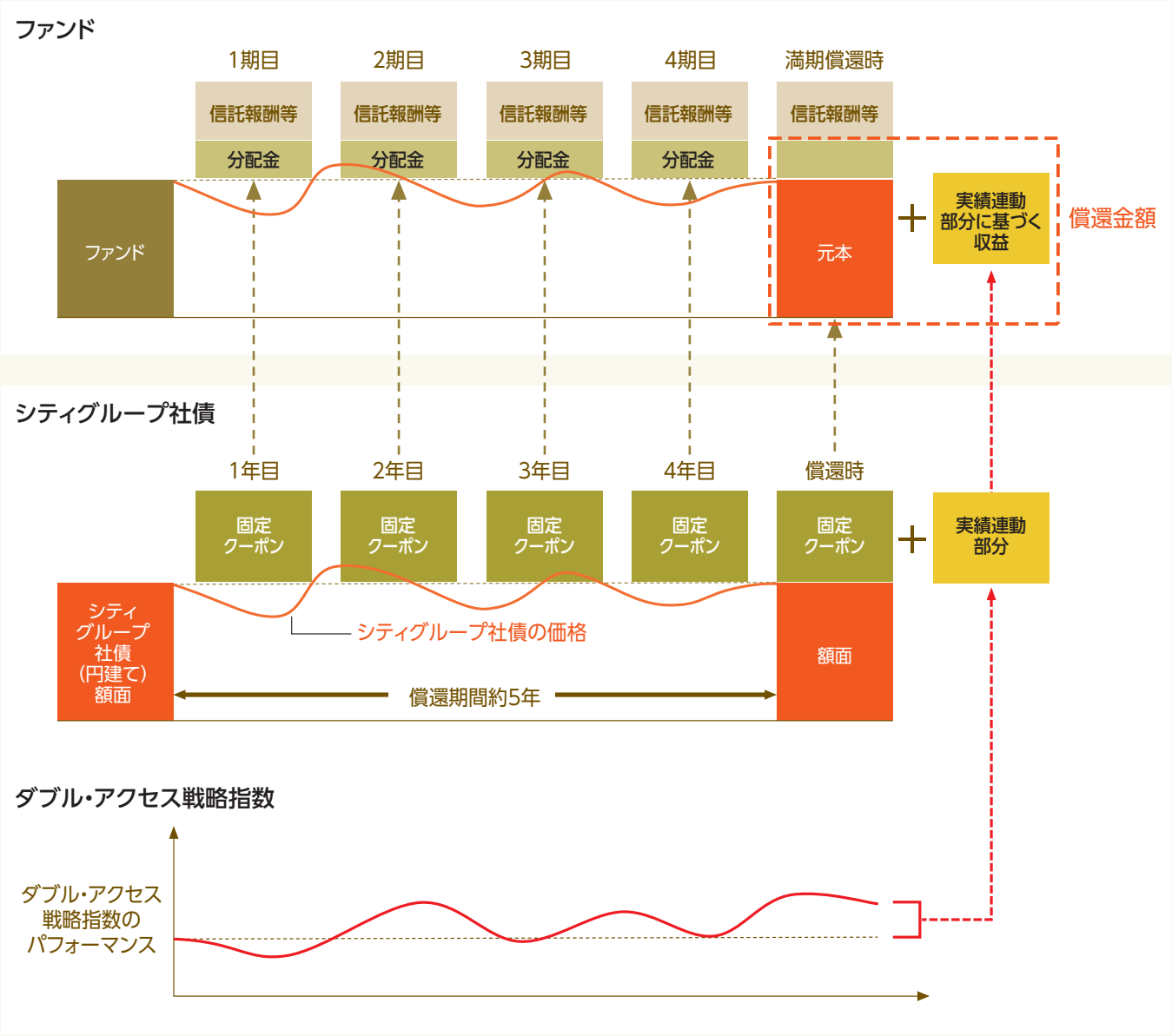

※ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動部分はゼロとなり、実績連動部分を原資とする収益もゼロとなります。
※上記はイメージであり、各項目の大きさが実際の元本、収益、コスト・費用等の大きさを表すものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ダブル・アクセス戦略指数について

■ダブル・アクセス戦略指数は、ファンドの設定日から約5年後の満期償還時を見据えて主に欧米の資産に配分を行う「固定分散ポートフォリオ戦略」と、短期金利市場のトレンドに着目した「短期金利トレンド戦略」を組み合わせた計量モデルに基づき算出されます。

■目標リスク水準が年2%程度となるよう日次で組入比率の合計値を調整します。

アクセス 1

固定分散ポートフォリオ戦略

組入資産	配分比率
ナスダック100指数	10%
米国国債	25%
欧州国債	25%
米国ハイイールド債	15%
欧州ハイイールド債	15%
金	10%

シンプルな分散投資

■欧米の資産を中心に、シンプルな分散投資（固定比率）を行います。月次でアロケーションについてリバランスを行い、日次でボラティリティ・コントロールを行います。

■米国の株価指数先物取引、米国と欧州の国債先物取引、米国と欧州のハイイールド債に関連するクレジット指数取引、金先物取引等に投資します。

アクセス 2

短期金利トレンド戦略

組入資産
米国短期金利先物
欧州短期金利先物

短期金利を活用した異変時の備え

■景気後退時やインフレ進行時には、政策金利が変動する傾向があります。極端なトレンドが発生する場合に、短期金利を買建てまたは売建てることで、異変時にも収益獲得を目指します。

■米国と欧州の金利先物取引に投資します。

※上記はダブル・アクセス戦略指数の概略であり、当ファンドの運用手法を示すものではありません。
※ダブル・アクセス戦略指数は、上記のすべての資産で構成されるとは限りません。また、組入資産および配分比率は変更される場合があります。
※目標リスク水準が年2%程度となることを目指すため、リスクコントロール後のダブル・アクセス戦略指数における各資産の組入比率の合計は100%を下回るあるいは100%を超える場合があります。
※目標リスク水準（年2%程度）は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、目標リスク水準はリスク水準の目標を表すものであり、年2%程度の収益を目標とすることを意味するものでもありません。

（出所）シティグループの情報を基に委託会社作成

スタティックマルチアセット・ウィズ・マネーマーケットトレンドVT2指数（ダブル・アクセス戦略指数）の免責条項

「スタティックマルチアセット・ウィズ・マネーマーケットトレンドVT2指数」（以下「本インデックス」といいます）に係る管理者（以下「本インデックス管理者」といいます。）又は本インデックスの計算代理人（以下「本インデックス計算代理人」といいます。）としてのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社およびそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者または代理人（以下「関係者」といいます。）は、（1）本商品の購入についての推奨度、（2）特定の日の特定の時間における本インデックスの水準、（3）本商品への投資、または何等かの目的のため本インデックスもしくはそこに含まれるデータを使用することによる結果、（4）本インデックスの商品性または特定の目的のための適合性、（5）その他の事項に関して、何らの明示的または黙示的な表明または保証を行っていません。本商品は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されていません。本インデックスに関する正確性、完全性、商品性、特定の目的への適合性について、関係者は、適用法によって許容される限り、ここに明示的に免責されるものとします。関係者は、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、何らかの者に対して（直接的、間接的、特別の、懲罰的、結果的、その他の）責任を何ら負わないものとします。本インデックス管理者と本インデックス計算代理人のいずれも、本インデックスの計算、算出又は公表を継続すべき義務を負っていませんし、また、本インデックスに係る如何なる誤り、漏れ、中断又は遅延についても何らの責任も負いません。本インデックス管理者および本インデックス計算代理人は、それぞれ当事者として行動し、他の者の代理人または受託者として行動しないものとします。

主な投資制限

■株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

■外貨建資産への直接投資は行いません。

■シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インクが発行する円建て債券への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

■年1回（原則として毎年1月13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。

■分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払い戻しに相当する金額についても課税されます。

基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…金利の上昇は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等のしくみの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

ダブル・アクセス戦略指数の変動リスク…ダブル・アクセス戦略指数の下落は、基準価額の下落要因です

当ファンドが投資するシティグループ社債の価格は、ダブル・アクセス戦略指数の収益率の影響を受けます。当該社債の償還金額に含まれる実績連動部分はダブル・アクセス戦略指数の累積収益率に基づいて算出されるため、当該収益率の下落はシティグループ社債の価格の下落要因となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

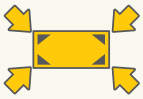

投資銘柄集中リスク…特定の債券への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因となります

当ファンドは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ集中投資しますので、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、多数の銘柄に分散投資するファンドと比べて大きな損失が発生することがあります。

当ファンドは、原則として、シティグループ社債（シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク発行）に限定して投資するため、当該社債の発行体・保証体等の影響を大きく受けます。当該社債の価格が大幅もしくは継続的に下落した場合には、ファンドの基準価額が大幅もしくは継続的に下落します。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドが投資するシティグループ社債の発行体・保証体等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合等には、基準価額が下落し、投資元本の確保ができない場合があります。

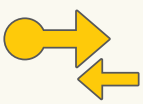

流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売却しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売却ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

ダブル・アクセス戦略指数に関する留意点

■ダブル・アクセス戦略指数は、米国の株価指数先物取引、米国と欧州の国債先物取引、米国と欧州のハイイールド債に関連するクレジット指数取引、金先物取引等で構成される固定分散ポートフォリオ戦略と、米国と欧州の金利先物取引で構成される短期金利トレンド戦略を組み合わせた戦略です。

固定分散ポートフォリオ戦略で、組入比率が高い資産や複数の資産の価値が大幅もしくは継続的に下落した場合等には、ダブル・アクセス戦略指数の収益率が下落する要因となります。また、短期金利トレンド戦略で、買建てている金利先物の価格が下落（金利は上昇）または売建てている金利先物の価格が上昇（金利は低下）した場合等には、ダブル・アクセス戦略指数の収益率が下落する要因となります。

■ダブル・アクセス戦略指数は、米国の株価指数先物取引、米国と欧州の国債先物・金利先物取引、米国と欧州のハイイールド債に関連するクレジット指数取引、金先物取引等をもとに算出されるため、当該先物取引等の評価損益は為替変動の影響を受けることがあります。したがって、為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、ダブル・アクセス戦略指数の収益率が下落する可能性があります。

■当ファンドが組み入れるシティグループ社債の実績連動部分は、ダブル・アクセス戦略指数の累積収益率に基づいて算出され、シティグループ社債の満期償還時に元金と共に支払われます。ダブル・アクセス戦略指数に重大な変更が生じた場合、算出・公表が停止された場合等には、実績連動部分がゼロとなる場合があります。

シティグループ社債の早期償還時における留意点

当ファンドが組み入れるシティグループ社債が、発行体・保証体等の債務不履行の発生や法令・税制の変更等により早期償還となる場合には、当該社債の換金後にファンドは繰上償還します。シティグループ社債が早期償還となった場合、当該社債はその時点での時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を下回る場合があります。

途中換金時等における留意点

■当ファンドはシティグループ社債を満期保有することを前提に投資元本の確保を目指します。

信託期間中に当ファンドを換金した場合や繰上償還となった場合等には、組み入れている当該社債はその時点での時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を下回る場合があります。

■当ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円（1万口当たり）を下回る場合があります。

投資信託に関する留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：
該当事項はありません

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
該当事項はありません

他の資産クラス：
2017年9月～2022年8月

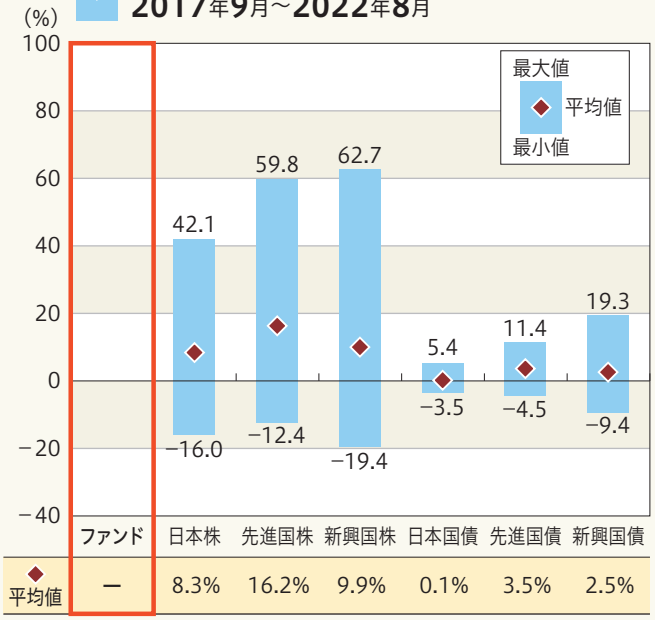

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	―	8.3%	16.2%	9.9%	0.1%	3.5%	2.5%

※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2022年12月29日から運用を開始するため、2022年11月11日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	**購入時**：原則として、購入の申込期間中の販売会社の営業時間にお申込みください。 **換金時**：原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2022年11月29日から2022年12月28日まで
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、換金のお申込みを受け付けません。 ●ロンドンの銀行の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日 ●ロンドン証券取引所の休業日* ●ニューヨーク証券取引所の休業日* ●ユーレックスの休業日* ●インターコンチネンタル取引所の休業日* ●シカゴ商品取引所の休業日* ●ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日* ●シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日* ●ターゲット2（汎欧州即時グロス決済システム）の休業日 ●ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 ●5月1日 ●12月24日 ●12月25日 ●翌日（翌日が土曜日の場合は直後の月曜日）からロンドンの銀行が2連続休業日（土日を除く。）となる日 ●翌営業日がグッド・フライデーに該当する日 *半休日を含みます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、シティグループ社債の換金ができなくなったとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付中止や既に受け付けた換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決　算　日	毎年1月13日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は、2024年1月15日です。
収　益　分　配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

その他

信　託　期　間	2028年1月13日まで(2022年12月29日設定)
繰　上　償　還	委託会社は、シティグループ社債が以下に該当することとなり、当該債券が早期償還となる場合には、当該債券の資金化後に繰上償還させます。 ●発行体・保証体等に債務不履行事由が発生したとき ●発行体・保証体等において当該債券に関連して生じる負債をヘッジするための手段が違法となるまたは部分的に禁止されるとき ●当該債券および発行体等に課税事由が発生するときあるいは発生する可能性があるとき、または課税状況の変化が発生するとき ●当該債券が早期償還となるその他の事由が発生するとき　　等 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が20億口を下回ることとなったとき ●「ダブル・アクセス戦略指数」に重大な変更が生じたとき ●「ダブル・アクセス戦略指数」の算出・公表が停止されたとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	2,500億円
公　　告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運　用　報　告　書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課　税　関　係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2022年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に**0.55%（税抜き0.5%）を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの元本総額に**年0.44%（税抜き0.40%）以内***の率を乗じた額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.20%以内*	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.17%以内*	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

＊設定日から2023年1月5日までは、合計**年0.44%（税抜き0.40%）**、委託会社 年0.20%（税抜き）、販売会社 年0.17%（税抜き）とします。
2023年1月6日以降の料率については、設定日におけるシティグループ社債の発行条件を勘案して委託会社が決定します。なお、当該料率およびその配分については、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）で公表します。

その他の費用・手数料

ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、ファンドが組み入れる円建て債券から支払われる取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0～19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(新規の購入は2023年まで)	
利用できる限度額	120万円／年 (最大600万円)	80万円／年 (最大400万円)

※上記は、2022年8月末現在のものです。

契約変更書面

（この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 1 項第 1 号ロの規定によりお渡しするものです。）

この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 82 条及び第 83 条に定められる契約締結前交付書面の記載事項について、お渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の記載内容と現行の契約内容に変更が生じていることをお知らせするものです。あらかじめ十分にご確認いただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

1. 変更対象ファンド

シティグループ社債／ダブル・アクセス戦略ファンド2022－12

※現在、お買付の受付を行っておりません。

2. 変更内容

<u>協会名称変更</u>

P1　商品分類・属性区分の表の下

変更前	変更後
※商品分類・属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。	※商品分類・属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

P2　ファンドの特色

特化型運用に関する記載

変更前	変更後
●ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。	●ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。

（3018　2026.09）

P17 ファンドの費用・税金「ファンドの費用」

変更前	変更後
＊設定日から 2023 年 1 月 5 日までは、合計年 0.44%(税抜き 0.40%)、委託会社 年 0.20%(税抜き)、販売会社 年 0.17%(税抜き)とします。 2023 年 1 月 6 日以降の料率については、設定日におけるシティグループ社債の発行条件を勘案して委託会社が決定します。なお、当該料率およびその配分については、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)で公表します。	＊設定日から 2023 年 1 月 5 日までは、合計年 0.44%(税抜き 0.40%)、委託会社 年 0.20%(税抜き)、販売会社 年 0.17%(税抜き)とします。 2023年 1 月 6 日より、下記の信託報酬率を適用いたします。 信託報酬率 税込み(税抜き) / 配分(税抜き): 委託会社 0.20%、販売会社 0.17%、受託会社 0.03% 0.44%(0.40%)

P16 お申込みメモ「課税関係」
P18 ファンドの費用・税金

変更前	変更後
少額投資非課税制度(NISA)の概要 2023 年 12 月 31 日までの制度について記載しています。	少額投資非課税制度(NISA)の概要 2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。
未成年者少額投資非課税制度(ジュニア NISA)の概要 2023 年 12 月 31 日までの制度について記載しています。	未成年者少額投資非課税制度(ジュニア NISA)の概要 2024年1月1日以降、ジュニア NISA はご利用いただけません。

※本ファンドは 2024 年 1 月 1 日以降の NISA 対象外です。

以上

(3018 2026.09)

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)のお取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】

お客さま		SMBC日興証券株式会社
・口座開設のお申し込み	→	・口座開設／口座管理
・資産運用のご相談	↔	・資産運用のご提案・商品勧誘
・有価証券取引などのお申し込み	→	・お取引の執行
	←	・各報告書の交付

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(証券総合口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

・当社は当ファンドの発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

・2026年3月末時点において、当社の役職員は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当社は同社と人的関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係のある同社の収益となります。

（2026.10）
（証券総合口座）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行（以下、当行）を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等のお取引についての内容を記載しております。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】

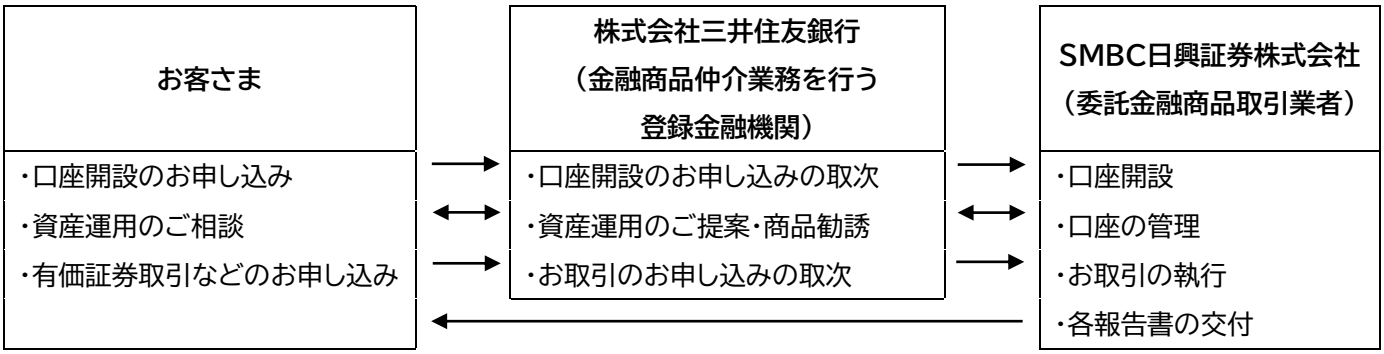

＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	＜お問い合わせ全般はこちら＞ 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(金融商品仲介口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該報酬の 2 分の 1 の支払いを受けます。

・当行は、SMBC日興証券株式会社および当ファンドの発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社とそれぞれ資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある両社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

・2026年3月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社または三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は両社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある両社の収益となります。

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

目論見書は、お申込から約定までの間に改定される場合があります。
最新の目論見書は、インターネット(www.smbc.co.jp/kojin/toushin/fund.html)に掲載しておりますので、
必ずご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】

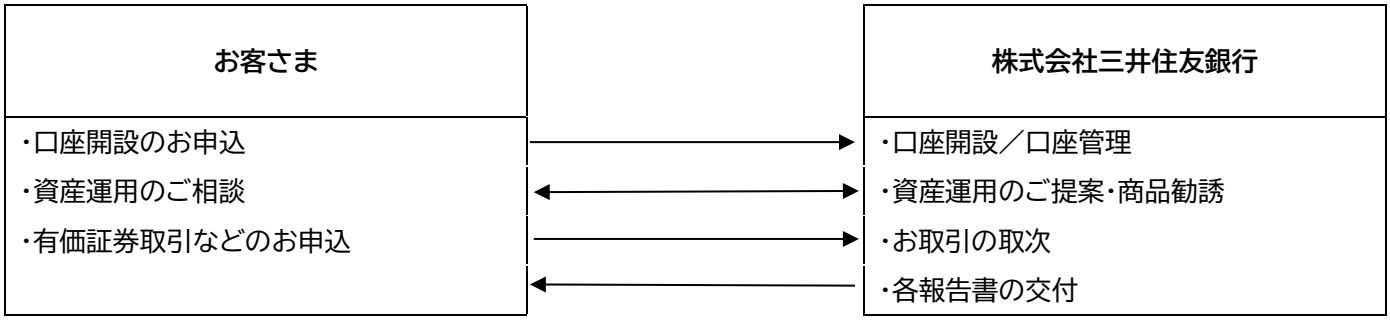

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください

(2026.10)
(三井住友銀行投資信託口座)

目論見書補完書面（投資信託）

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当行では販売を行っておりません。
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

お申込単位	現在、当行では販売を行っておりません。
ご換金単位	１円以上１円単位
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
・当行は、当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

（2026.10）
（三井住友銀行投資信託口座）